

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく
浜松市長の処分に係る標準処理時間の基準について

平成25年4月1日 制定

電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年5月23日法律第96号）に基づく浜松市長の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規程による標準処理時間は、次のとおりとする。

許認可等の内容	根拠法令	根拠条項	標準処理時間
登録電気工事業者の登録の実施	電気工事業の業務の適正化に関する法律	5	14日
登録拒否の通知	電気工事業の業務の適正化に関する法律	6-2	14日
電気工事業の登録証の交付	電気工事業の業務の適正化に関する法律	7-1	14日
登録証記載事項の変更による登録証の訂正	電気工事業の業務の適正化に関する法律	10-2	14日
登録証の再交付	電気工事業の業務の適正化に関する法律	12	14日
登録電気工事業者の登録の削除	電気工事業の業務の適正化に関する法律	14	14日
登録電気工事業者登録簿の謄本の交付・閲覧	電気工事業の業務の適正化に関する法律	16	14日
電気工事業者の事業停止の命令に係る聴聞	電気工事業の業務の適正化に関する法律	30-1	14日
苦情の処理のあっせん等	電気工事業の業務の適正化に関する法律	33	14日